

勝浦市農業委員会会議録

(12月定例会)

平成27年12月22日(火曜日)午後3時、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、16名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	2番 中村 東雄	3番 長谷川 武久
4番 岩瀬 和巳	5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋
7番 藤江 義博	8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣
10番 土屋 元	11番 竹下 和夫	12番 佐近 茂
13番 西川 知子	14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝
16番 末吉 修一		

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔 書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の制定について

議案第5号 勝浦市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労様です。

本日の出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより、平成27年勝浦市農業委員会12月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、吉野勇孝委員及び鈴木克己委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は佐野及び市野郷の田畑、延べ8,567平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、経営を受け継ぐためとし、譲渡人は、経営を譲るためとして申請がなされたものです。

申請位置は、国道297号線佐野交差点から●●側約●●●メートルから●●●メートルの区域に点在しております。

なお、同一世帯内での一括贈与でありますので、経営体としての農地の増減はありません。

よって、申請書への営農計画書の添付は不要となっております。

申請理由として、経営の移譲としておりますが、昭和58年10月には既に使用貸借での経営移譲が行われており、経営体の経営主は、譲受人となっております。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明ですが、申請番号1番につきまして、私が担当となりますので説明をいたします。

さきほどの申請の概要については、事務局の説明どおりでございます。

本日ですけれども申請者と面談をいたしました。

生前贈与ということで、実質的な経営移譲されてますけど、名義を変えたいと、そうい

うこととございます。

許可要件等につきましても、特に問題がありません。

調査の結果許可相当として判断いたします。よろしくご審議の程お願いいたします。

以上です。

これをもって、職員の説明並びに地区担当であります私の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

ご質疑無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 賛成全員ということとございます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○事務局長（中村泰輔） それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

申請番号1番から5番を一括して説明します。

資料につきましては2ページから6ページとなります。

先月の11月定例総会でご審議いただきました、鶴原地先の違反転用の是正に伴う申請となります。

本件に関する土地については、全て林地開発違反の是正に伴う工事を行ったものでありますので、県との協議の結果、農地の復元は見込めないということで、現状により追認の転用申請を行うことが最善との結論となりまして、平成27年6月23日に、その内容で違反転用是正計画書が提出され、11月には、13筆の申請がなされたところです。

今回の申請につきましても、全ての対象地について相続等の理由により一括での申請が困難であることから、県の承諾を得て手続き可能のものから申請させる方針としておりますので、申請すべき土地の一部とございます。

それでは概要について説明します。

転用目的ごとに説明させていただきますと、まず資料の2ページ、申請番号1番、大きく南北に伸びる管理道路が2本あります西側の部分です、該当する農地の面積延べ3,796平方メートルのうち、今回の申請は、畑1筆442平方メートルです。

施設の概要は、幅員6.2メートル、延長6.75キロメートルの管理道路となります。

次に3ページ申請番号2番、管理道路の東側の部分、該当する農地の面積延べ1,664平方メートルのうち、今回の申請は、田1筆、423平方メートルです

施設の概要は、幅員6.2メートル、延長8.95キロメートルです。

次に、4ページ申請番号3番ですが、区域内に3カ所ある沈砂調整池の真ん中に位置する部分で、該当する農地は、延べ3,560平方メートルで、今回の申請は、田1筆、386平方メートルです。

施設の概要は、沈砂池、貯水量4,412立米と小沈砂地、貯水量1,613立米です。

沈砂地とは、造成した区域内の土砂が雨水と一緒に下流域に流出しないよう沈殿させるための構造物で池状になっています。

次に、5ページ、申請番号4番ですが、造成緑地の3カ所ある最北部に位置する部分で、該当する農地は、延べ858平方メートルで、今回の申請は、畑1筆、558平方メートルです。

施設の概要は、造成緑地0.57ヘクタールです。

造成緑地とは、いったん土地を形質変更した後に、樹木の植栽以外の方法で緑化を行う区域を言います。

似ているもので、造成森林がありますが、こちらは土地の形質変更の後に背の高い樹木の苗木を植栽する区域のことを言います。

最後に、6ページ、申請番号5番ですが、造成緑地の3カ所ある中腹西側に位置する部分で、該当する農地は、延べ1,026平方メートルで、今回の申請は、畑1筆、122平方メートルです。

施設の概要は、造成緑地0.46ヘクタールです。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていきたくとし、譲渡人らは、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことでした。

なお、資料に記載されている価格でございますが、先月の定例総会でも説明いたしましたが、昭和62年から平成初頭に掛けて約束をした当時の金額でありますので、かなり高額ではあります参考として申請書に記載されている数字です。

以上で説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番から5番につきまして、鈴木克己委員をお願いします。

○1 番（鈴木克己委員） はい。

かなり内容がボリュームあるんですけど、先月のこの委員会で皆さんにお諮りした内容の続きと言いますか、同じ場所であります。

同じ場所の中の今、事務局が説明したとおりの違反転用に対してですね、県との協議の結果今回の申請になったということでもあります。

今回の申請はですね、それを是正するための、まあ、どちらかというとなりて形式的なものという形になります。

既にこの中の道路、沈砂池、そして造成緑地は既に終わっておりますので、前回の申請があったときに、その海側のほう、南側のほうから北側にかけて全部くまなく確認してきました。

それらによってですね、今回の申請があったものです。

現在は森林復旧についてもですね、確認を受けていまして、その後もこの土地を管理するためのものでありますので、実現性の担保というものについては、前回お話ししたとおり、どうのこうのと追求する必要はないと思います。

また、今回承認していただいた後にはですね、報告するときには追認が妥当ということがあればいいかと思えます。

具体的にはですね、既に全て終わってしまっている事についてでございますので、これを是正していくという形になりますので、皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、長谷川委員。

○3 番（長谷川武久委員） 申請番号の3番と5番の公図の写しの添付が反対ではないですか。

○会長（末吉修一委員） 委員指摘のとおりでございますので、差し替えをお願いします。

他にはいかがでしょうか。

○9 番（元吉博嗣委員） これ、調整池を造った時点は、かなり前なんですか。

今、もし大雨が降った場合に大丈夫。

機能、発揮出来る。

○会長（末吉修一委員） はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 調整池、2つありまして、確認しましたところ、一番下流側と中腹側に、中腹側は道がちょうど分かれているところにあるんですけど、全て終わってしまして、大雨に対しての対応等はですね、出来ると思います。

○9番（元吉博嗣委員） 機能、発揮出来る。

○1番（鈴木克己委員） 機能発揮出来るような造りの指導があったので、それに基づいてやってあるようですので、目で確認したうえでは大丈夫かと。

○9番（元吉博嗣委員） 支障無い。

○1番（鈴木克己委員） 上のほうが沈砂池になっているんで、そこで土砂の沈砂をして、下のほうが調整池ということで、上のほうに管が入っていてそこから大雨になった場合は、下にたまって上から雨水だけを造ってありました。

年数的には、相当経っていますので、造成した後すぐ県の指導が入ったので、そのような対応をされていました。

○9番（元吉博嗣委員） 堤防がね。
ぶった切れて、また迷惑かけたり。

○1番（鈴木克己委員） かなり広い堤防なんで、その一番下の調整池のすぐ20メートルぐらい下に、●●●●の寮があるんですね、もうちょっとあるかな、30ぐらい。

ですから●●●●のほうからも●●●●のほうに色々注文出してありましたので、大丈夫だという判断を私はしています。

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。
質疑終了してよろしいでしょうか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番から5番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年12月8日付けで決定を求められるものです。

このたびの12月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画3件、8,968平方メートル、再設定計画1件、2,073平方メートル、合計4件、11,041平方メートルです。

資料の7ページをご覧ください。

申請番号1番、杉戸の田5筆、延べ5,857平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年1月1日から3ヶ年の新規設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号2番、杉戸の田4筆、延べ2,781平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成28年1月1日から3ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号3番、杉戸の畑330平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成28年1月1日から5ヶ年の新規設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号4番、南山田の田2,073平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年1月1日から5ヶ年の再設定です。

以上で議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。
質疑無いということでございます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。
申請番号1番から4番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。
本案は、原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第4号、勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の制定について及び議案第5号、勝浦市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項についてを一括して議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、説明をします。

11ページをご覧ください。

本案は、平成27年9月4日に公布された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、勝浦市農業委員会に、農地利用最適化推進委員を設ける必要があることから、農地利用最適化推進委員を委嘱するための手続きについて規定をする、「勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」を新たに制定しようとするものです。

内容について説明します。

1枚めくっていただき勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程案をご覧ください。

各条文ごとに説明いたします。

まず、第1条目的でございますけれども、こちらについては推進委員を委嘱するための必要な手続きについて定めるといような目的でございます。

第2条については、担当する区域と定数についての規定となります。

そちらについては、別表の、2枚目の裏面となりますけど、先月ですか、区域のほう設定していただきましたけど、区域のほうは3地区ということで前回決定がなされました。

今回、案としましては人数がという形になってきますけど、現在の選挙委員さんの出身の数ということで割り振りをしております。

それプラスですね、勝浦興津地区で1名と割り振りをしております。

こちらのほうが2条関係の内容となります。

次に3条の説明でございますけれども、こちらについては推薦と募集の方法について規定をしております。

まず、1項についてはどういう方法かということで、3つほど列挙してあります。

ひとつ目としましては、2つ以上の市内の区ですね、または2名以上の農業者等からの推薦という方法によるもの、それ以外の団体等の推薦によるもの、それとですね一般の応募という方法による、この3通りの方法とすると規定しております。

2項ですけれども、募集の期間となります。

こちらについては、法律上概ね1か月という風に規定されておりますが、4週間をもって1か月という考え方で最短で28日としております。

次に3項目ですが、推薦及び募集の周知の方法について規定しております。

こちらについては、市の掲示板に掲示する広告、その他にホームページと回覧文書により周知を行うと規定しております。

次に4条関係ですが、候補者の資格について規定しております。

候補者につきましては、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、平時に推進委員が行うべき活動が可能な者とする。ただし、推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれかに該当する者は推進委員となることが出来ないと規定しております。

なれない者の説明をしますと、まず、農業委員会の委員との兼職は出来ませんので、農業委員会の委員。

2番目に、改正農業委員会法18条第4項に該当するという人なんですが、こちらを具体的に言いますと破産手続開始の決定を受けて復権してない方、次に禁錮以上の刑に処せられてその執行が終わっていない、又はその執行を受けることが、執行猶予が無くなっていないという方ですね、その方はなれないと、次に3番目として心身の故障により職務の遂行が著しく困難であるという者、4番目にその他の法令等により兼職が禁止されている者という4つのどれかに該当する人は推進委員になれないと規定しております。

次に5条関係ですが、推薦手続きです。

推薦を行う方はですね、先ほどの別表の次のページ別記第1号様式を提出すると規定しております。

各号における事項については、法令に示されているものを列挙しております。

ただしですね、推薦をされる側の人4号になりますけど、その中の公職等の役職については、法令上規定しておりませんが、兼職等をチェックするために独自に追加してあります。

次の2項ですが、推薦する側が複数の場合は、書面に連名で推薦をするように規定しております。

推薦書については、募集期限満了まで要必着で郵送又は持参で提出としております。

次の部分は、少しわかりづらいですが、推進委員の3地区プラス農業委員に同時にエントリーすることが出来るという規定になっております。

次に応募の手続きになりますが、こちらは推薦ではなく自薦という形になりますので応

募する人が行うことが書いてあります。

様式については、最後のページになりますが、応募申込書に必要事項を記入して提出しなさいということになっております。

提出期限等は推薦と同じ事が規定されています。

次に第7条関係ですが、法令で候補者を公表しなさいとなっておりますので、それに関する規定となります。

候補者については、全て募集期間の中間と締め切り後すぐに公表をすることとなっております。

内容については、住所以外は全て公表となっておりますので、住所という言葉が抜けております。

次にですね、第8条の関係ですが、推進委員の委嘱に関して規定しております。

農業委員会は、候補者のうちから適当と認める者を推進委員として委嘱すると、委嘱しようとする場合は、書面で通知して委嘱状を交付するとしています。

第9条、推進委員の補充についてですが、法令で定めているものではなくて独自の規定となります。

欠員が生じた場合ですけれども、補充に努めるということをまず規定してですね、更に3分の1を超えて欠員が出た場合は、速やかに推進委員を補充しなければならないとしております。

その次で、手続きについては正規の委嘱の手続きに準ずると規定しております。

最後に10条として、この他にこの規程に定める以外に必要なことがあった場合は、別に定めるとしています。

施行期日ですが、本日、議決をいただければ25日に公示をして1月1日に施行を予定しております。

以上が議案第4号の説明でございます、引き続き議案第5号の募集要項についての説明をします。

資料に戻っていただきまして、12ページをご覧ください。

本案は、勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員を委嘱するための手続きである、推薦・募集の方法について周知するための「勝浦市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項」を定めようとするものです。

なお、農業委員と同時に推薦・募集を行う都合から、推薦・募集開始は、1月12日火曜日からといたしました。

地元説明会の日程につきましては、現在、市の農林水産課と検討中で話を詰めておるところですが、募集開始から10日間の間までには行う必要があるということで、その方向で検討しております。

以上で議案第4号、及び議案第5号の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

本案について、ご質疑、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 委嘱に関する規程のほうで、5条の推薦手続きの中で別記1号の様式の推薦書のこと書いてあるんだけど、推薦書の推薦する者の代表者の氏名と電話番号しか書くところが無いんだけど、5条の2項で推薦する者が個人の場合は、住所氏名職業、推薦する者って推薦を受けるほう。

○事務局長（中村泰輔） 推薦するほうです。

○1番（鈴木克己委員） 推薦するほうだと。

○事務局長（中村泰輔） 推薦者の、裏面を見ていただきまして、そちらに記載するようになっております。

○1番（鈴木克己委員） ああ、了解。
法人は住所いらないんだ。

○事務局長（中村泰輔） 法令の条文に載っていませんので。

○1番（鈴木克己委員） もうひとついいですか。

○会長（末吉修一委員） はい、どうぞ。

○1番（鈴木克己委員） 3条の2項の団体等からの推薦の団体等はどういうものを想定していますか。

○会長（末吉修一委員） はい、局長。

○事務局長（中村泰輔） 今推薦をいただいている、農業関係団体のジェイエイさんであるとか土地改良区であるとか、あとはその他の団体ですよ。
営農組合であるとか、例えば味菜館のような団体とか、所謂団体ですかね。

○1番（鈴木克己委員） 農業に関係する団体。

○事務局長（中村泰輔） はい、関係しないものも含めての法人と団体です。

○1番（鈴木克己委員） 4月から新しい農業委員で、我々、3月までなんですけど、新しい委員と推進委員での色々推薦受けて調整するんでしょうけど、委員会でのどのように決め

んのかをちょっと気になっているんですが。

だから、我々が今のメンバーで決めんのか、4月以降の、4月からもう新しい農業委員になるから、その辺の絡みがどうなるのか聞きたいです。

○会長（末吉修一委員） はい、局長。

○事務局長（中村泰輔） 今のご質問ですが、今の現行の農業委員会としては、推薦募集の事務までとなります。

推進委員に関していえばですね。

推進委員の推薦募集を求めて、候補者について3月の定例総会で、ある程度の選定話し合いは、案までは作ることは出来るかもしれませんが、完全な決定ですよ、選考と決定については4月の最初の委員会となっておりますので、新しい農業委員が決めることとなります。

ですから、その申し送りのため案というものは、3月で話し合うことも必要かと思われ
ます。

○会長（末吉修一委員） はい、ということでございます。

4月からの農業委員会で最終的には決めると、それまでのバトンを引き渡すまでの手続
きのなことは、私たちがやらなければいけないとそういうことになっているかと思
います。

他に質問等ございましたら、はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） 推進委員は、そういうことでわかったんですが、農業委員、これ
3月で終わりのもので、これはどういう日程でどういう風な方法でやっていくんですか。

○事務局長（中村泰輔） まずですね、今後のスケジュールですが、本日、推進委員の委嘱
に関する規程を作ります。

農業委員のほうは、市の農林水産課で今月中を目途に作って、よーいドンで1月から募
集するんですけども、開始をですね1月の12日の予定でおります。

そのための公告、回覧の配布と併せて1月の8日に各区長さんに回覧、あとは掲示板に
公告という風に予定しております。

1月の12日から10日間ぐらいの間に推薦を貰うための各区に対しての説明会を夜に
なるとは思いますが、行うような形になります。

その際には、地区担当委員さんの出席をお願いしたいと思います。

次に1月21日に、1月定例会ですが推進委員の報酬の条例案をやります。

そして、期間中で1月26日、これは期間の中間の日の翌日になるんですけども、候
補者の中間公表という風になります。

翌月、2月の8日が推薦募集の期限となりますので、翌9日に最終公表、で15日ぐら
いまでに農業委員の予定者の選定を市の内部で行います。

2月の末から3月の上中旬にかけて市議会がありますので、農業委員の任命の同意と認定農業者が2分の1に足りない場合、準ずる者も含めるという同意も必要ですので、こちらの二つの同意を市議会に上げると、同時に推進委員の報酬条例も市議会に上げることになります。

その後、同意を得ましたら4月1日に農業委員の任命とオリエンテーション等があります。

4月の下旬に、4月の定例総会で推進委員の委嘱の決定となります。

推進委員の委嘱は、5月1日委嘱予定という予定のスケジュールとなりますので、現行の委員さんでお願いすべき所はですね、まず1月に報酬の条例案、1月の中旬に地区の説明会に担当の委員さんが出ていただく。

3月の定例総会では、今決まっていない会長専決規程等があるんですが、そういったものを決めていただくような形になってきます。

それが、法改正に対しての大まかなスケジュールということでご理解いただければというところですが。

○会長（末吉修一委員） 日程的なもの、再確認等必要であれば復唱しますが、よろしいですか。

農業委員に関しては、これからは市の農林水産課が市長の命を受けてっていう形になるかと思えますけど、進めていくような形になって来るのかなって思えますけど、具体的にはですけど。

○7番（藤江義博委員） 地区の説明会は、総野地区なんかだと3か所ぐらいですか。どのぐらい。

○事務局長（中村泰輔） 全域なので、市内で4回という予定ですね。

ちょうどですね、農林水産課のほうで課長なんですが、1月開けてですね出張があるんですよ、農林ではなくて漁業の関係で外来船誘致の関係で出張が入ってきますし、日程調整を今やっていますけど、できれば総野地区、上野地区、勝浦地区、興津地区の4回の開催を考えてます。

○会長（末吉修一委員） あの、農林水産課のほうで実際動いている状況になっているわけですけど、私たち現の農業委員会としてもですね、農林水産課にある程度要望出してですね、こういう形でやったほうがいいたろうと、地区の人達がかかなりこれからどうなっていくんだということで素朴な疑問をぶつけてきていますんで、それに対していつ頃説明があるとか答えられないことがありますんで、この会である程度このような要望があったよと局長に農林水産課に話して貰うと、そういうことも必要かなと思っておりますので是非要望等ありましたら、この場で挙げておいていただいたほうが、局長としてもやり易いのかなと、内部の仕事がやり易いのかなと思えますので、是非何なりとご意見いただければと

思っております。

はい、局長。

○事務局長（中村泰輔） ひとつですね、どうしようかと悩ましい問題がありまして、どうしても推薦する際、認定農業者という縛りがあるんですが。

（鈴木委員退室）

○会長（末吉修一委員） ちょっと暫時休憩といたしますので、トイレ等利用して下さい。

（鈴木委員入室）

○会長（末吉修一委員） それでは、休憩を解きたいと思います。
局長。

○事務局長（中村泰輔） すいません。

推薦を貰うに当たりまして一番の問題がですね、認定農業者を2分の1以上確保しなければいけないというところで、区からですね推薦するに当たって誰が認定農業者か誰が準ずる者が全くわからないということが想定されるんですね、その際に名簿を区のほうに渡すというのも問題がありますので、私なりに考えているのはですね地区の委員さんに名簿をお渡ししますので、農業委員は秘密保持の義務がありますので、それをもってですね区のほうからの相談を受ける形をとったらどうかなと思っています。

こういう人どうかね、という相談を現職の委員さんで受けてですね、名簿の中身を見せるという形で、渡してしまうと情報の問題がありますので、そういった方法についてですねご意見をいただければと思います。

○会長（末吉修一委員） どうですかね、認定農業者についての対応と言いますか、認定農業者の情報管理という部分も含めての話ですけど。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） その辺は、それでいいんじゃないかなと思うんですけどね、この4地区でやる説明会、これ総野で1か所、上野で1か所っていったって、なかなか集まらないんじゃないかなと思うんですよ。

それやらずにちゃいけないものだろうから、やるのは結構なんですけど、その後でですね地区ごとの区長さんに相談かけたらいかがですか。

地区ごとの区長さんに。

○6番（水野金尋委員） 私も同感ですね、区長に話してそれで推薦して貰うのが一番いい

と思いますよね。

○事務局長（中村泰輔） 一応、その4回の説明会というのは区長さん宛の説明会ということなんですよ。

○8番（鎌田正敏委員） 区長だけなんですか。
一般じゃなくて。

○事務局長（中村泰輔） 地区の説明会です。
区長だけでいいと思うんですよ。

○8番（鎌田正敏委員） そういうことですか。

○事務局長（中村泰輔） はい。

○会長（末吉修一委員） あと、地区で農業関係でということも考えてはいたんですけども、どこまで関係者ということまでいって良いもんかということもありますので、今の局長としては、農林水産課とは今の話で落ち着いているようですけど。

○事務局長（中村泰輔） また、4回というのは区長向けなんですけれども、それ以外にこういう所向けでやったほうが良いよということであればご意見として伺っておいて、今後農林水産課と詰めていこうかなと思っっているんですけども。

○会長（末吉修一委員） 私が一番心配しているのは、先ほど局長からも話ありましたけれども、農水のほうの水産関係の仕事が春先、だいぶあの、南のほうに出張が偉い人達があるということで、この新農業委員会の立ち上げに関しまして、ちょっとこう後手に回りやしないかなと、農水のほうの対応が。

それがありますので、皆さんから要望で色々出していただいたほうが、議事録として残っていればこういう風な委員会の要望だと私からも話しやすい事もありますので、是非その辺もご意見伺っておければと思っています。

今、鎌田委員からあった事については区長以外で区長さんから話がいった時点で、区だとか地域で色んな話があった場合は、個別にそこに向かうと、そういうことも考えていかなくちゃいけないのかなと、その辺のどこまでは農水のほうで細かい事は考えてないようですので、ハッキリ言って、私たちの心配がそのようになってしまうと問題だなと思っておりますけど。

○8番（鎌田正敏委員） でも、区長さんに話しておけば大丈夫でしょうよ。
私は、その説明会ってのは地域全部でやるのかなと思ったんでね。

○9番（元吉博嗣委員） ただあの、区長に説明しても、その後今度は区長会議、まあ、地区のね上野地区なら上野地区のね、定数が決まっていますから。

また、区長会の会議の時に農林水産課、局長のほうも同席して援助してやらないとなかなか決定するのは難しいんじゃないかと、多分区長会に説明して区長さんに説明して、その後今度は地区の割り当て数もあるし、認定農業者もあるけど、その説明会に今度は地区の区長会議の時に委員会委員と農林サイドも同席してあげて援助してあげないと、区長会の人達だけだと、きっと、決定が遅れちゃうんじゃないかという場合はね。

○会長（末吉修一委員） 今の流れの中で各地の説明会、まあ来月中旬以降ということで、また皆様方のお時間をですね、夕方から、7時頃ですかね、また、ご足労いただく形になるかと思っております。

日程については、早急に庁内で検討を進めて貰ってですね、早めに私たちに知らせていただくと、そういうことで進めたいと思っております。

特によろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 質疑いくつかいただきましたので、それについては遺漏の無いように進めていきたいと思っております。

これより議案第4号、勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の制定について及び議案第5号、勝浦市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。
中村局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告します。

このたびの12月定例会にご報告すべき当該証明書の発行件数は1件です。

資料の13ページをご覧ください。

番号1番、昭和63年2月20日付けで店舗用地として許可を受けた小羽戸の畑3筆、

延べ1,281平方メートルについて、
平成27年12月4日に現地を確認しましたところ、
転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。
以上で報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第4、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。
これをもって、平成27年勝浦市農業委員会12月定例会を閉会といたします。
大変長い間ご苦勞さまでございました。

(午後4時05分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成27年12月22日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
